

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		食品関係営業の許可
根拠条例・規則名		食品衛生法
条 項		第 5 5 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 食品衛生課 (電話：048-840-2226)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下に該当する要件を満たすこと 1 食品衛生法 2 食品衛生法施行令 3 食品衛生法施行規則 4 さいたま市食品衛生法施行条例 5 さいたま市食品衛生法施行細則 6 食品衛生法施行条例 (埼玉県法施行条例) 7 食品衛生法施行細則 (埼玉県法施行細則) 8 特定の食品のみを調理する飲食店営業に関する許可事務取扱要領 9 自動車による食品関係営業の営業許可・届出取扱要領 10 調理の機能を有する自動販売機を利用して行う営業の取扱要領
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年4月27日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 未設定の場合はその理由	11日間 (更新申請の場合は60日間)
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年4月27日最終改正
備 考		